

第 3 5 7 回 兵庫県議会議案 説明資料

【条例関係】

- I 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 2
- II 兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 3

【事件決議関係】

- III 日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担
することについての同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- IV 公の施設の指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

令和 4 年 3 月
農 政 環 境 部

I 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例【第24号議案】

1 制定の理由

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- (1) 家畜商免許の発行について、一定の審査が必要であることから、家畜商免許の発行に係る手数料を、家畜商免許の申請の審査に係る手数料に変更する。
- (2) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行により、畜舎等の建築及び利用に関する計画に係る認定手続が規定されたことを踏まえ、同法の制定により生じる認定事務について、認定手数料等の額を定める。

2 制定の概要

(1) 「家畜商免許手数料」を「家畜商免許申請手数料」に改める（別表第4関係）。

(2) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する手数料

ア 畜舎建築利用計画認定申請手数料を次のとおり定める。

(ア) 床面積の合計が3,000㎡以内のもの : 1件につき6,300円

(イ) 床面積の合計が3,000㎡を超えるもの

指定確認検査機関による適合証が添付されている場合 : 1件につき7,700円

3,000㎡超え10,000㎡以内 : 1件につき228,700円

10,000㎡超え50,000㎡以内 : 1件につき345,700円

50,000㎡超え : 1件につき616,700円

イ 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料を次のとおり定める。

(ア) 床面積の合計が3,000㎡以内のもの : 1件につき6,300円

(イ) 床面積の合計が3,000㎡を超えるもの :

(技術基準審査が必要な変更)

指定確認検査機関による適合証が添付されている場合 : 1件につき7,700円

3,000㎡超え10,000㎡以内 : 1件につき228,700円

10,000㎡超え50,000㎡以内 : 1件につき345,700円

50,000㎡超え : 1件につき616,700円

(技術基準審査が不要な変更)

1件につき7,700円

3 施行期日

令和4年4月1日

II 兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例【第37号議案】

1 制定の理由

- (1) 自然公園法（以下「法」という。）は、国立公園等についてその保護及び利用に関して必要な事項を定め、都道府県立自然公園については、都道府県の条例でその保護及び利用に関して必要な事項を定めることとされている。
- (2) このたび、法の一部改正により、地域の主体的な取組による国立公園等の利用の増進を図るため、利用拠点の質の向上及び質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度が創設されること等を踏まえ、県立自然公園についても、同様の制度を創設する等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

ア 利用拠点整備改善協議会の設置（改正後の第7条の7関係）

自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした自然公園の利用のための拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会（以下「利用拠点整備改善協議会」という。）を組織することができるものとする。

イ 利用拠点整備改善計画の認定（第7条の8及び第7条の9関係）

利用拠点整備改善協議会の構成員である市町及び利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、利用拠点整備改善計画について知事の認定及び変更の認定を申請することができるものとし、知事は、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

ウ 認定の取消し（第7条の10関係）

知事は、イの認定を受けた利用拠点整備改善計画が要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

エ 公園計画の変更等の提案（第6条の2及び第6条の3関係）

利用拠点整備改善協議会は、知事に対し、利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園計画の変更又は公園事業の決定若しくは変更を提案することができるものとする。

オ 行為の許可等の特例（第7条の11、第9条、第9条の2及び第11条関係）

イの認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について

は、公園事業の執行の認可等及び特別地域等における行為の許可等を要しないものとする。

カ 報告徴収及び立入検査（第7条の12関係）

イの認定を受けた者に対する知事の報告徴収、立入検査等の権限を定める。

(2) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

ア 自然体験活動促進協議会の設置（第15条の6関係）

自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会（以下「自然体験活動促進協議会」という。）を組織することができるものとする。

イ 自然体験活動促進計画の認定（第15条の7及び第15条の8関係）

自然体験活動促進協議会の構成員である市町及び自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、自然体験活動促進計画について知事の認定及び変更の認定を申請することができるものとし、知事は、当該申請に係る自然体験活動促進計画が要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

ウ 認定の取消し（第15条の9関係）

知事は、イの認定を受けた自然体験活動促進計画が要件に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

エ 公園計画の変更の提案（第6条の2関係）

自然体験活動促進協議会は、知事に対し、自然体験活動促進計画の作成のために必要な公園計画の変更を提案することができるものとする。

オ 行為の許可等の特例（第9条、第9条の2及び第11条関係）

イの認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業については、特別地域等における行為の許可等を要しないものとする。

カ 報告徴収及び立入検査（第15条の10関係）

イの認定を受けた者に対する知事の報告徴収、立入検査等の権限を定める。

(3) 利用のための規制の強化

ア 利用のための規制（第15条関係）

自然公園の特別地域又は集団施設地区内における規制の対象となる行為に、野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為であつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを追加する。

イ 罰則（第31条及び第34条関係）

(7) 特別地域内における行為の許可に違反した者に対する罰則を、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（現行：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）に引き上げる。

(イ) 次のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処するものとする。

a (1)カ又は(2)カの知事の報告徴収、立入検査等に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

b 職員の指示に従わないで、みだりに、アの行為をしたとき。

(4) その他

ア 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報の収集、助言指導等の業務を、公園管理団体が行う業務から、公園管理団体が行うことができる業務に変更する（第23条関係）。

イ 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする（第29条の2関係）。

ウ その他所要の整備を行う（目次、第5条、第6条、第7条、第7条の3、第10条、第13条、第16条、第22条、第24条及び第31条から第34条まで関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

Ⅲ 日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することについての同意【第48号議案】

日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に関する費用の一部について、国から次のおり県の負担を求められていることについて同意しようとする。

1 事業名

日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業

2 本県負担額（予定）

46,354,904円

3 負担額の算出方法

(1) 令和4年度事業費（概算決定額）

384,688,000円

(2) 関係県負担額

事業費に100分の25を乗じて得た額

(3) 関係県の負担割合

対象魚種（ズワイガニ、アカガレイ）の各県の5ヶ年の平均陸揚量の比をもって、各県の負担割合とする。

	兵庫県	鳥取県	島根県
負担割合	48.2%	45.5%	6.3%

IV 公の施設の指定管理者の指定【第54号議案】

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立公園あわ じ花さじき	明石市明石公園 1 番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 <small>いし い</small> 石井 <small>こういち</small> 孝一	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 県立都市公園等の管理運営に関する実績が多数あるとともに、優れた植栽管理技術や健全な経営基盤を有する。 (2) 他の施設にはない広大な花畑を、年間通じて安定的に維持するために必要な、花畑の地形・土壌特性を熟知しているとともに、優れた技術、ノウハウおよび人材を有する。 (3) 近隣に位置する花緑施設や県立公園を複数管理運営しており、あわじ花さじきと合わせた一体的な管理運営により、地域の観光振興・地域活性化への寄与が期待できる。	

閉会中の継続調査事件一覧

令和3年度(2021年度)

農政環境常任委員会

件名	項目	調査理由
1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について	(1) 農林水産振興施策の総合的推進について (2) “食”の安全・安心の確保と食品流通の円滑化、高付加価値化の推進について	農林水産行政をとりまく環境が厳しさを増すなか、食料問題について消費者、生産者、事業者、行政機関が認識を共有し、互いに連携して、TPP協定等による貿易自由化の影響も見極めながら、国内外の産地間競争に打ち勝つ強い農林水産業を確立する必要がある。 そこで、食料の安定供給と農林水産業の持続的発展に関する施策として、ひょうご農林水産ビジョン2030の推進、農林水産技術の開発普及、“食”の安全・安心の確保と食品流通の円滑化、農林水産業・農林水産物の高付加価値化、楽農生活や県産県消、都市農業の推進、中山間地域の活性化、バイオマスの総合的利活用の推進などについて調査する。
2 農業の振興と農村の活性化について	(1) 農業の担い手育成、水田農業の推進と農地の利用調整について (2) 主要農作物の生産振興について (3) 農業改良普及事業及び環境と調和した農業の推進について (4) 畜産の振興について (5) 農協指導・農業金融・農業保険及び農協検査について (6) 農業生産基盤と農村環境の整備・保全について	農業従事者の減少や高齢化が進む一方、グローバル化の進展に伴う競争激化、肥料・飼料等の生産資材の高騰、農産物価格の低迷等により、農業経営は一層厳しさを増しているが、本県の農業・農村が今後とも持続的に発展していくためには、生産性の向上や経営の効率化とともに、農業生産を支える農村の活性化を図ることが必要である。 そこで、農業の振興と農村の活性化に関する施策として、生産条件の整備と農地の集積・集約化など有効利用、意欲ある多様な担い手の育成、環境に配慮した農業の推進、良質・低コストな農畜産物の生産、農村環境の整備・保全などについて調査する。
3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について	(1) 林業の振興と木材利用の推進について (2) 豊かな森づくりの推進について (3) 治山対策の推進と林道の整備について	県土面積の約7割を占める森林は、その人工林の多くが成熟期を迎えており、良質な木材供給と山村地域の経済活性化、また森林の有する水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能の発揮を図るために、森林の適正な管理と森林資源の有効利用が求められている。 そこで、林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上に関する施策として、森林整備と原木の安定供給、県産木材の流通加工体制の整備、県産木材の利用促進、森林・林業の普及活動、県民総参加の森づくりや災害に強い森づくりの推進、治山施設の整備や減災対策などについて調査する。
4 水産業の振興と漁村の活性化について	(1) 豊かな海と持続的な水産業の実現について (2) 漁港・漁村の整備について (3) 第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～	水産資源の減少や生産資材の高騰等で厳しい経営環境にある本県水産業の持続的発展には、県民意識の醸成を図りつつ豊かな海の再生を進めるとともに、漁業経営の安定対策、水産物の流通対策等を行うことが必要である。 そこで、水産業の振興と漁村の活性化に関する施策として、水産資源の管理と豊かな漁場の再生、水産物の消費拡大と高付加価値化、漁業経営の安定化と担い手育成、漁村地域の活性化などについて調査する。
5 環境適成型社会の形成と自然環境の保全・再生について	(1) 環境の保全と創造の総合的推進について (2) 自然環境の保全と再生について (3) 野生鳥獣の保護管理の推進について	次世代に継承する環境適成型社会を実現するためには、県民・NPO・事業者・行政等のあらゆる行動主体の「参画と協働」による取組が重要であり、明確な環境施策のもとに、事業者への指導、県民への情報提供を行っていくことが不可欠である。 また、自然と共生する社会を構築するためには、人間活動と密接に関連しながら育まれてきた自然環境や生物多様性について、人と自然の新たな関係のもとで、保全・修復を進める必要がある。 そこで、環境適成型社会の形成と自然環境の保全・再生に関する施策として、「第5次兵庫県環境基本計画」の推進、生物多様性保全と野生鳥獣による農林業被害防止などについて調査する。
6 地域環境への負荷低減と地球環境問題への対応について	(1) 温暖化対策の推進について (2) 大気・水・土壌の保全対策と環境影響評価の推進について (3) 廃棄物対策の推進について	環境と共生した経済社会システムへと転換していくためには、資源やエネルギーの効率的利用と自然界への廃棄物等の排出を最小化するとともに、地域単位、また地球規模での物質循環に係る環境負荷の最小化を図ることが必要である。 そこで、地域環境への負荷低減と地球環境問題への対応に関する施策として、大気・水・土壌環境の保全、兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づく取組の推進、循環型社会の構築などについて調査する。